

公立大学法人大阪 事務職員採用試験案内

令和 8 年 7 月
公立大学法人大阪

公立大学法人大阪は、大阪公立大学(以下、大学)、大阪公立大学工業高等専門学校(以下、高専)及び大阪公立大学医学部附属病院(以下、病院)を運営しています。

大阪公立大学は、令和 4 年 4 月に大阪市立大学と大阪府立大学の統合により誕生した日本最大規模の公立総合大学です。令和 7 年秋には森之宮キャンパスを開設し、産学官民共創の推進、DX の活用、国際化の推進など、新たな大学・高専・病院づくりに挑戦しています。

本法人では、教育・研究・医療を支えるだけでなく、多様な関係者と協働しながら課題解決や新たな価値創出に取り組む職員を求めています。

【求める人物像】

- ・大学・高専・病院の発展を自らの課題として捉え、主体的に行動できる方
- ・多様な関係者と対話し、協働しながら物事を進めることができる方
- ・前例にとらわれず、課題解決や業務改革に取り組める方
- ・DX や国際化などの変化を前向きに捉え、新たな挑戦ができる方
- ・企画力や調整力を発揮し、大学・高専・病院の発展に貢献できる方

1. 法人概要

法人名	公立大学法人大阪
代表者	理事長 福島 伸一
本部所在地	大阪市城東区森之宮 1 丁目 6 番 85 号 3 階
設立	平成 31 年 4 月 1 日 (公立大学法人大阪府立大学と公立大学法人大阪市立大学が統合)
教職員数	3,424 名(役員 14 名、教員 1,423 名、職員 1,987 名) 令和 8 年 5 月時点

2. 採用予定日

令和 9 年 4 月 1 日

※ただし、勤務可能な方は、本人の希望及び受入状況に応じて、令和 8 年 11 月 1 日以降に随時採用する場合があります

3. 採用予定人数

20 名程度

※採用予定人数は、採用状況等により変更する場合があります。

※採用時の職位は、職務経歴、能力、保有資格、選考結果等を総合的に勘案の上、係員・主任・係長のいずれかで決定します。

4. 業務内容

区分	業務内容
A	【法人の業務全体に関わります】 教育・研究・社会貢献を支える大学運営の中核を担う総合職として、法人経営や大学改革に関する企画・調整・運営業務に従事していただきます。 総務、人事、財務、企画、広報・渉外、国際戦略、施設、教務、学生支援、入試、研究推進、学術情報、産学官民共創、病院、高専などの幅広い分野において、多様な関係者と連携しながら、大学改革、国際化、研究力強化等の取組を推進していただきます。 ※採用後は、大学・高専・病院への配属・異動が原則となります。
B	【主に病院の企画運営業務に関わります】 高度医療を提供するとともに、教育・研究機関としての役割も担う大学病院である本院において、病院のさらなる発展を支える総合職として企画・調整・運営業務に従事していただきます。 配属先は、総務・広報、人事、財務、研究推進、施設、医療情報、患者支援をはじめ、健診部門、新施設開設準備室を予定しており、医師や看護師をはじめとする多職種と連携しながら、日々変化する社会情勢に柔軟に対応し、戦略的かつ効率的な病院運営に取り組んでいただきます。 ※令和9年5月に新たに医学部附属健康長寿医科学センターを開設予定です。 ※採用後は、病院内での配属・異動が原則となります。ただし、キャリア形成や業務上の必要性等に応じ、大学・高専への人事異動を行う場合があります。
C	【主に情報技術関連の業務に関わります】 大学全体のDX推進や情報システムの環境整備を担い、教育・研究・大学運営を支える情報システムの企画・構築・運営に従事していただきます。 主な業務は次のとおりです。 ・情報システム及びネットワークの企画・導入・運用 ・AI、RPA、ローコードツール等を活用したDX推進業務 ・DX推進及び業務効率化に向けたシステムの内製開発 ・データ活用環境の整備及びデータ活用の推進 ・情報セキュリティ対策及び情報ガバナンスの推進 ・教職員へのシステム導入支援、問い合わせ対応及び研修の実施 ・ベンダーや学内関係部署との調整、プロジェクトマネジメント ※採用後は、基盤システム整備やDX推進を担う情報系部門への配属を中心に、教務、人事、研究支援、病院などに配属され、各部門でDX推進やシステム化に関わっていただく場合があります。

5. 受験資格

区分	受験資格
A	・ 昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた方（大学卒業程度の学力を必要とします。） ※長期間の継続勤務によるキャリア形成を図る観点から、上記年齢の範囲で募集します。（雇用対策法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第 3 号イ）
B	・ 昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた方（大学卒業程度の学力を必要とします。） ※長期間の継続勤務によるキャリア形成を図る観点から、上記年齢の範囲で募集します。（雇用対策法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第 3 号イ） 〔特に以下のような方を歓迎〕 ・ 特定の課題に対して、自主的に解決策を提案・実行した経験や実績のある方 ・ チームをまとめ、目標を達成するリーダーシップを発揮した経験がある方 ・ 異なる立場の人々と協力して、何かを成し遂げた経験のある方 ・ 病院経営や病院運営に関する知識を深め、学び続ける意欲のある方 ・ 新しい物事に対しても抵抗なく取り組める方 ・ 限られた人員体制の中でも業務の効率化・改善を実現した実績のある方
C	〔以下のいずれかの要件を満たす方〕 ・ プログラミング言語を用いたシステム開発・運用の実務経験を有する方 ・ AI、RPA、ローコードツール等を活用したシステム構築や、それらを組み合わせた技術的な業務改善の経験を有する方 ・ 情報システムやネットワーク、セキュリティに関する設計・構築などの専門的な実務経験、または同等の知見を有する方 ・ 大学、大学院、専門学校等において情報システム分野について体系的に学んだ経験を有する方 〔特に以下のような方を歓迎〕 ・ 大学・教育機関等において、情報システム整備や DX 推進業務の経験を有する方 ・ システム開発におけるプロジェクトマネジメント（PM/PL）やベンダーコントロールの経験を有する方（プロジェクトの規模は問いません） ・ 技術的な内容を非技術者（エンドユーザー等）にも分かりやすく説明し、合意形成ができるコミュニケーション力のある方 ・ 自ら新しい技術やデジタルツールをキャッチアップし、現場の業務改善に積極的に取り組む意欲のある方
共通	※令和 9 年 3 月卒業予定（修了予定）の方も応募可能です。 ※上記の条件を満たしている場合であっても、次のいずれかに該当する方は受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその刑の執行猶予の期間中の人その他その執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※日本国籍を有しない方も申込みできます。 ただし、採用時に当該業務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

6. 選考方法、試験日時及び試験会場

区分	試験科目	試験日時（予定）	試験会場（予定）
第一次選考	書類選考		
第二次選考	面接試験[個別面接]	令和8年9月3日(木)（予定） 令和8年9月4日(金)（予定）	オンライン
最終選考	面接試験[個別面接]	令和8年9月17日(木)（予定） 令和8年9月18日(金)（予定）	森之宮（キャンパスまたは本部）

7. 合格発表

試験区分	発表日（予定）	発表方法
第一次選考	令和8年8月下旬（予定）	・ 合否にかかわらず受験者全員に結果を通知します。 ・ 合格者の受験番号を職員採用試験ウェブサイトで発表します（11. 問い合わせ先参照）。 ・ 電話等での合否の問合せには一切応じません。
第二次選考	令和8年9月中旬（予定）	
最終選考	令和8年10月上旬（予定）	

8. 勤務条件

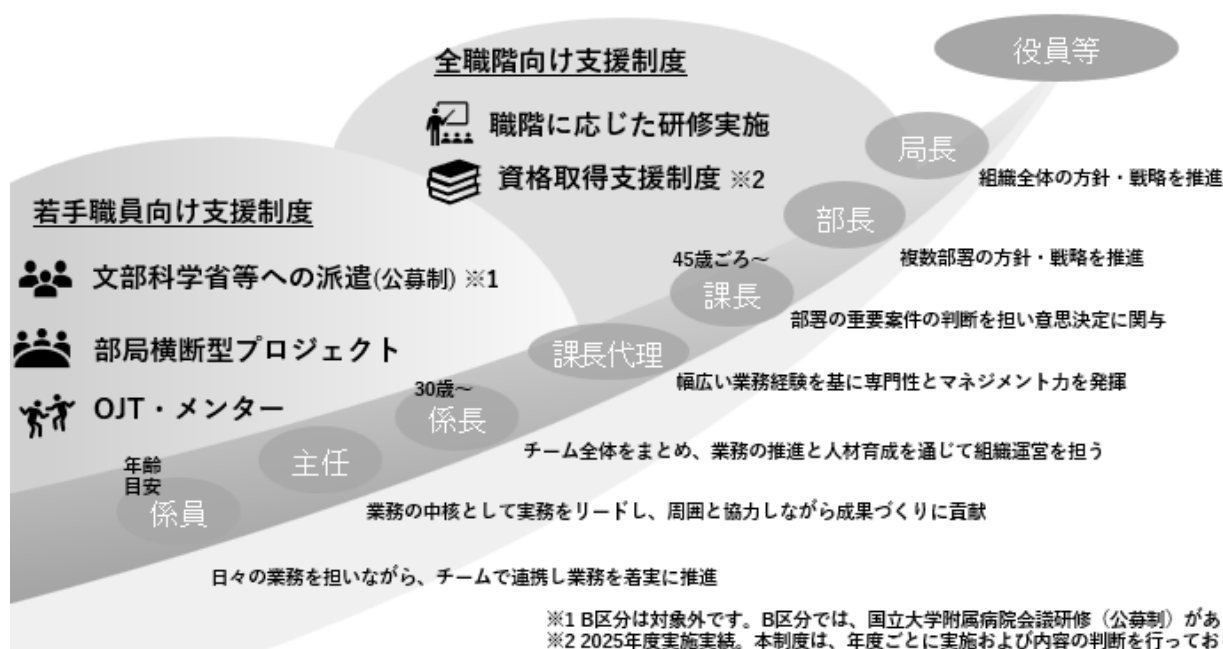
勤務条件	内容
勤務時間	午前9時～午後5時30分（正午から午後0時45分まで休憩） ※B区分の勤務時間は、午前8時45分～午後5時15分（正午から午後0時45分まで休憩）です。 ※ただし、勤務時間等は、配属先によって異なることがあります。
勤務地	【大阪公立大学・大阪公立大学工業高等専門学校】 ・ 大阪市城東区（森之宮キャンパス・森之宮本部） ・ 大阪府堺市中区（中百舌鳥キャンパス・大阪公立大学工業高等専門学校） ・ 大阪市住吉区（杉本キャンパス） ・ 大阪府泉佐野市（りんくうキャンパス） 【大阪公立大学医学部附属病院】 ・ 大阪市阿倍野区（阿倍野キャンパス） ・ 大阪市住之江区（大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター/ 令和9年度開院予定） ※勤務地は、原則として上記いずれかとなりますが、法人の定める事業場の範囲で勤務地が変更となる可能性があります。
休日	土日祝、年末年始 ※B区分については、係長級以上は月おおむね1～2か月に1回程度、日直又は宿直勤務があります。 ※業務の都合上、休日と勤務日を振り返ることがあります。
休暇	年次有給休暇（4月入職の場合、初年度15日、次年度から20日／年） 特別休暇（夏季休暇、慶弔休暇、出産休暇、看護休暇、育児・介護休業等）

給与	採用時の職位および経歴その他に応じて一定の基準により決定します。
想定年収	係員 410 万円～480 万円（地域手当・賞与を含む） 主任 530 万円～560 万円（地域手当・賞与を含む） 係長 590 万円～700 万円（地域手当・賞与を含む） ※令和 8 年 4 月時点の法人内諸規程に基づく試算例
諸手当	通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当等を規程に基づき支給
福利厚生	公学校共済組合（健康保険、年金）、雇用保険
定年	満 65 歳（令和 5 年度より段階的な定年引上げを実施しており、令和 13 年度の定年退職より満 65 歳定年となります。令和 9 年度の定年年齢は 63 歳です。）

9. キャリアパス

本法人では、様々な部署での業務経験や研修を通じて、専門性とマネジメント能力の双方を高めながらキャリアを形成します。若手職員には幅広い経験を積む機会を設け、職位に応じて企画力・調整力・マネジメント能力を段階的に養成します。

（キャリアパス図）



10. 受験申込み等

申込方法	ご希望の受験区分の URL よりお申込みください。 ※区分ごとに申込フォームが異なります。誤りのないよう十分ご注意ください。 ※複数区分への重複申込はできません。いずれか一つの区分をお選びください。 《申込み用 URL》 A（法人全体） 公立大学法人大阪（A 法人全体）事務職員採用試験受験申込フォーム B（病院） 公立大学法人大阪（B 病院）事務職員採用試験受験申込フォーム C（情報技術） 公立大学法人大阪（C 情報技術）事務職員採用試験受験申込フォーム
提出物	(1) 受験申込書 (3) 誓約書 (2) プレゼンテーションシート (4) 職歴証明書(職務経歴がある方のみ) ・ 所定の項目を記入の上、申込時に提出してください。 ・ (1)～(3)：指定様式を公立大学法人大阪ウェブサイト（https://www.upc-osaka.ac.jp/recruit/staff/upc_staff/saiyo/）から入手してください。 ・ (4)：様式は任意ですが、どのような業務を行っていたか具体的に分かるように記述してください。（A 4 サイズ、縦置き・横書き）
申込受付 期限	令和 8 年 8 月 1 6 日（日） 2 3 時まで なお、期限を過ぎて申請されたものは受け付けません。
受験案内に ついて	・ 第一次選考後、合格者に対し、受験案内をメールにて送付させていただきます。 ※LoGo フォーム申請時に記載されたメールアドレス宛に送付いたします。

11. 問い合わせ先

公立大学法人大阪 本部事務機構人事戦略部人事労務課

〒536-0025 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号 3 階 電話 06-6967-1824

《職員採用試験ウェブサイト》

https://www.upc-osaka.ac.jp/recruit/staff/upc_staff/saiyo/

12. 個人情報の取扱い

採用選考において収集した個人情報は、採用選考の円滑な遂行のために用い、「個人情報の保護に関する法律」、「大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「公立大学法人大阪における個人情報の取扱い及び管理に関する規程」に基づき適正に管理します。

13. こども性暴力防止法への対応

令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）において、大阪公立大学工業高等専門学校（以下「高専」といいます。）が法定事業者となります。

高専の特定の業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は（別紙）参照条文をご参照ください。

14. その他

- (1) 合格後においても、次の場合には合格または採用予定を取り消すことがあります。
 - A. 応募資格がないこと、または書類記載事項が正しくないことなどが明らかになった場合（合格後に職務経歴等に関する証明書類にて資格の確認をします）
 - B. 採用予定日からの就業が困難な健康状態であることが明らかになった場合
 - C. 重大な非行その他の事情により、採用予定日に出勤することが不相当と認められた場合
 - D. その他職員としての適格性を欠くことが明らかになった場合
- (2) 本法人は、大阪府市の出資により設立・運営される公共性の高い組織であるため、公正な採用選考および職務上の適性確認を目的として、前職での非違行為の有無や賞罰歴の有無を確認する場合があります。また、国または地方公共団体が定める法令に基づき確認が求められる事項については、必要な手続を経た上で確認を行う場合があります。
- (3) 受験上の配慮（車いすの使用や拡大文字による受験等）を希望する場合は、申込時に「11. 問い合わせ先」へ申し出てください。

（別紙）参照条文

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。